

⑤ 貨物運送事業者支援金を交付します

問・申 商工課(内線510)



市では、燃料価格の高騰により経営に影響を受けている市内の運送事業者に対して、支援金を交付します。

対象者 以下の要件をすべて満たすこと

- ・市内に事業所を有する法人または個人事業主
- ・令和5年10月1日までに貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受けた、または届け出を行った中小貨物運送事業者(複数の事業を営んでいる場合は、直近の決算等の売上げにおいて貨物運送業が過半を占めている事業者)
- ・令和5年10月1日時点で事業を継続していて、引き続き事業継続の意向がある事業者
- ・市に納付すべき税金について未納がない事業者

対象車両 以下の要件をすべて満たすこと

- ・申請日において、対象者が貨物運送事業に供する自動車として、車検証の使用の本拠の位置が市内である自動車
- ・申請日において、車検証の有効期間満了日を経過していない自動車
- ・ガソリン、軽油等を使用して自ら走行する自動車(二輪の自動車を除く)
- ・対象者が所有または使用もしくは自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している自動車

支援金額 一般貨物運送自動車：20,000円/台 貨物軽自動車：10,000円/台

※支援金の交付は1事業者につき1回限り

申請方法 電子申請(右上の二次元コードから)または郵送で申請してください。

【郵送先】 〒309-1792 笠間市中央3-2-1 笠間市役所 商工課

【提出書類】 ・交付申請書兼請求書 ・直近の法人税確定申告書別表1の写し(法人のみ)

- ・一般貨物自動車運送事業経営許可書の写し、貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し
- ・申請車両の車検証の写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し)
- ・直近の確定申告書(収支内訳書を含む)の写し(個人のみ)
- ・マイナンバーカード、自動車運転免許証等本人確認書類の写し(個人のみ)
- ・貨物運送業が主な事業であることが分かる書類(複数の業種を営んでいる場合、例えば直近の決算における売上の内訳等) ・振込先口座が確認できる書類(通帳の写し等)

申請期間 11月1日(水)～12月15日(金) ※当日消印有効

⑥ 特定外来生物「ツヤハダゴマダラカミキリ」**ご注意ください**

問 環境政策課(内線125)



市内で、「ツヤハダゴマダラカミキリ」の幼虫により樹木内部が食い荒らされる 市ホームページ被害が確認されています。

「ツヤハダゴマダラカミキリ」は令和5年9月1日に特定外来生物に指定され、森林のほか農地、公園、街路樹、学校等の樹木に深刻な影響を与えることが懸念されているカミキリムシで、被害拡大防止の観点から、食い荒らされた樹木の伐採や薬剤による防除など適切な対策が必要です。

在来種の「ゴマダラカミキリ」との見分けが難しく、気付かない間に被害が発生することもありますので、市ホームページ等を参考に駆除および対策をお願いします。